

さいたま都市計画事業 東浦和第二土地区画整理事業

# みんなであちづくり




第29号 2022年11月発行（令和4年度）

## ～主な内容～

- 東浦和まちづくり事務所長あいさつ
- 令和3年度 事業報告
- 事務所からのお願い
- 事業進捗状況図
- 事業計画について



(中尾2号線)

 **さいたま市 都市局 まちづくり推進部 東浦和まちづくり事務所**

〒336-0926 さいたま市緑区東浦和8丁目19番地1

TEL 048-873-4201・0053

FAX 048-873-3193

E-mail [higashi-urawa-machidukuri@city.saitama.lg.jp](mailto:higashi-urawa-machidukuri@city.saitama.lg.jp)



事務所紹介  
QRコード

みんなであちづくり29号は3,500部作成し、市の負担は1部当たり62.6円(配布費用を含む)です。

## ● 東浦和まちづくり事務所長あいさつ

向寒の候、皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃よりさいたま都市計画事業東浦和第二土地区画整理事業に多大なるご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今回で第29号となりました「みんなでまちづくり」にて、当事業の昨年度の事業報告させていただきます。

今後とも皆様のご理解・ご協力の程、どうぞよろしくお願い申し上げます。

### 令和4年度 事務所業務内容



## ● 事務所からのお願い

下記に該当する方は、当事務所への届出や申請が必要になります。ご協力をお願いします。

- |                   |   |                  |
|-------------------|---|------------------|
| ○土地登記簿の住所・氏名を変更した | ⇒ | 各種届出の提出が必要になります  |
| ○土地の売買・贈与・相続した    |   | (土地区画整理法85条)     |
| ○土地を分筆したい         | ⇒ | 従前地分筆の申請が必要になります |
|                   |   | (土地区画整理法82条)     |
| ○建物の新築・増改築したい     | ⇒ | 土地区画整理法76条の申請が必要 |
| ○ブロック塀や駐車場を設置したい  |   | になります            |

※土地区画整理法76条の申請の詳細は、市ホームページに記載されています。  
QRコードをご利用ください。

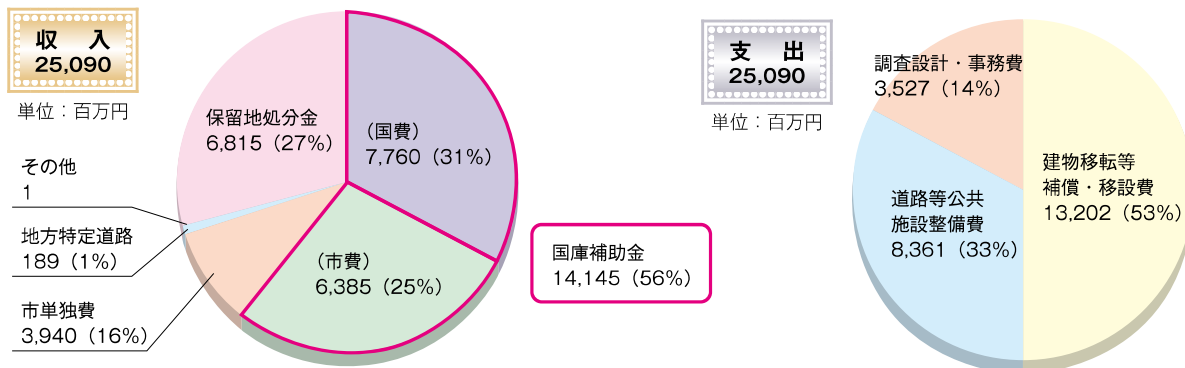


## ● 事業計画について

○事業期間

平成10年度～令和12年度

○資金計画



## ● 令和3年度 事業報告

令和3年度は道路築造工事を3本実施しました。さらに8戸の建物移転等のご協力をいただき、これで事業当初からの移転済戸数は285戸となり、地区全体の移転予定建物565戸のうち約50.4%が移転となりました。そして、令和3年度末現在の総事業費に対する進捗率は、約57.6%です。



(区4.3-40号線)



(区9-2号線)

● 事業進捗状況図

東浦和 second 地区区画整理事業 事業進捗状況図

